

黙示による包括的な同意を得る事項について

愛知県医療健康保険組合

個人情報保護法では、個人情報取り扱い事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。ただし、同法第 23 条第 1 項において、以下の 4 つに該当する場合には、本人の同意を得る必要はないとされています。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、加入者にとって利益となるもの、又は事業所側の負担が膨大であるため、明示的な同意を得ることが必ずしも加入者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって、黙示による包括的な同意で良いこととなっています。したがって、当組合では以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきます。

同意されない方につきましては、当組合までお申し出ください。なお、特段の申し出がない場合は、同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

黙示による包括的な同意を得る事項

1. 医療費通知を、世帯単位にまとめて被保険者に送付すること